

Recruitment of Foster Carers

英国における里親のリクルート

英国の里親養育の国の最低基準マニュアルから（DVDは用意されていない。）
（翻訳者 開原久代）

里親のリクルート

目的は、里親委託が必要と確認された子どもと若者たちのニーズに答えるために十分で多様な範囲の里親が供給できるように維持すること、そして子どもたちが委託を選択できるようにするために十分な数の里親を用意することをめざしている。

里親担当チームは、募集、準備研修、里親調査の責任をもっている。

募集のやり方は包括的なものである。どこにも典型的里親というものはなく、彼らが世話をする子どもたちのニーズの多様性を熟慮してゆくべきものである。

チームは、里親を希望する候補者すべてに、準備研修を提供する。この準備研修は里親ネットの「里親へのスキル」というコースである。

一般的に、里親委託のソーシャルワーカーと経験のある里親と一緒に研修を担当し、夜か、週末に実施され、半日セッションが6日以上となっている。

里親募集の手順 準備研修応募に際しての最初の調査

チームの管理担当者が基本調査全てを扱い、情報の資料パックを調査担当者に調査当日に急送する。

凡ての基本調査データは管理担当者を通して担当ワーカーに渡され、里親になることに関心の持ち方について討議される。

調査をすすめるには次のことが要求される。

調査から得られる情報と問い合わせる領域

調査では、対象者は、情緒的安定、生活の安定と、他人の子どもの世話をするだけの環境と現実の状況（設備、仕事のスケジュールなど）が必要であることを理解することが重要である。

大事なことは、養育を担当する人が家に一人以上いること、志願者が夫婦の場合、両者とも調査と準備研修が必要となっている。また、実子たちを含めて家族状況についてソーシャルワーカーとの個別面接が必要であること、最初の家庭訪問に際して、ソーシャルワーカーは、調査対象者だけでなく、子どもの世話を分担する家の中の人々凡てに会う必要がある。

もし、養育者がパートナーと暮していれば、その人も同席し、さしつかえなければ準備や評価の作業を一緒にしてもらおう。

準備研修

里親養育の技術 里親準備の概略

1. 自己紹介 お互いを知る演習

2. 里親養育を必要とする子どもと若者について
3. 里親委託に至った理由を考える
4. 里親はどんなことをしているか？ DVD紹介
5. 里親の適性—能力を里親実務に生かすには
6. 名前に込められている意味を考える。アイデンティティや歴史など
7. 皆、人生に平等のチャンスをもっているのではないか？
8. 人々が人生で出会う機会とそれぞれの違いを考える
9. 平等と代弁者の必要性を語る時の基本用語
10. アイデンティティと喪失 親元の環境から離れて里親委託される子どもたちが耐え忍ぶ事柄を考える
11. 子どもと若者たちは誰なのか？ DVD映像から。この子どもと若者たちは皆、ある時期、里親ケアを受けていた
12. 子どもを家に連れてくること。あなたにとってどうでしたか？
13. この写真の中にいる人の他に誰かいますか？緊急時には誰がこの子どもにかかわってくれるのですか？
14. 法律では里親養育や子どもの権利についてどんなことを言っていますか？
15. 実親や祖父母たちとのかわり方についてのDVD映像
16. 里親と実家族の両方の期待を配慮すると、あなたは何を求めますか？
17. 実親と共同で働くには
18. 虐待とネグレクトとは？
19. 里親家庭にとって、より安全なケアとは何を意味するのか—里親の立場から—DVD映像
20. 里親とその息子たち、娘たちが語る—他の里親たちの見方—DVD映像
21. 危険な仕事—安全な養育を確保する実践的方法を考える
22. 里親の家庭をより安全にするには
23. 発達の面について—発達段階と行動の扱い方をむすびつけること
24. レジリエンス（立ち直る力）の意味 自分たちの成長に影響を与えた人々や出来事を思い出してみよう
25. 愛着と喪失 子どもの発達における愛着の重要性をさぐる
26. 若者とケアラー（養育者）たちの行動についての語らい—DVD映像
27. なぜ子どもたちは移動（措置変更）するの？その理由をさぐる
28. 移動と変更（措置変更）にうまく対処するには—こうした移動が里子たちと里親たちとその家族に与える衝撃を考える
29. たらいまわしされること—若者とケアラーたち、実親が語る彼らの体験—DVD映像
30. 自分たちの貴重な事柄である記憶を保持すること—ケアラー（養育者）たちは若者が過去に屈することなくきちんと理解できるように助ける方法を見つける

里親調査のための基本情報

里親養育の経験があるか。関連する技術をもつか。健康情報。犯罪歴、保護観察記録、福祉サービスや警察下にあったか。以前に里親や養子縁組や児童福祉員（チャイルド・マインダー）に応募したことがあるか（家族の他のメンバーについても。また調査で不採用になったか）志願者とそのパートナーの勤務時間。家庭にすでに子どもがいるか、その関係は。家族全員が協力的か。里子として希望している子どもの人数と年齢範囲、性別。興味ある里親の種類、レスパイトか家庭養育か再統合か。

基本調査のためのガイダンス

1. **ケアラーの年齢** 一般的に21歳から65歳
2. **生活歴との関係と意義** 安定性があること、際立った生活の出来事、たとえば離婚、別居、誕生、死、健康問題などがある場合、安定性と回復について検討を要する。
3. **里親の実子のこと** a) 里親の実子が生後6か月以上である場合のみ受け付ける。 b) 同じ発達段階の子どもを受け入れた場合の利害の葛藤を避けるために、理想的には、里親の実子と里子には2年の隔たりが望ましい。 c) もし、里親または実子が以前”社会的養護”を受けた場合、それが現在のことか最近のことか検討する必要がある。 里親養育の動機 実子と親業スキルとの関係。 福祉機関やその他の機関と協働で働く能力
4. **部屋を共有する場合**
リスクについて検討：子どもは被虐待児か、虐待する子か。子どもは部屋を共有しているか
5. **仕事の委託** 0～5歳の就学前の子どものためには、家庭で24時間一緒である必要がある。学齢の子どもでは、登校前と下校後、休日と子どもが病気の時には手はずが整えられるようにする。
6. **(チャイルドマインド) 保育委託** 保育委託を受けている場合は、ケアラーは8歳以下の子どもの里親委託は出来ないし、委託外の特別な子どもの保育もできない。もし、ケアラーが8歳以上の子どもを里親委託して、保育委託もうける場合は、里子と保育委託の措置人数に関して照会と同意が必要。
7. **ペット** どんなペットがいるか、子どもとどうかかわっているかも明らかにする必要がある。このことは、健康・安全部署を通して調査される。
8. **住宅** これは永代的で安定していることが必要で、調査で確かめられる。過去5年間の住所が必要。
9. **訪問者** 頻繁な客や、18歳以上で家に泊まったり住み込んでいる人物は皆警察チェックが必要で、彼らや家族にもたらす養育の影響について話し合う機会を持つべきである。
10. **夫婦と家族の人々** 志願者は夫婦として暮らしているか、養育の仕事を手伝う一人以上の人が家族にすることが必要で、パートナーたちは凡て審査を受け準備研修に参加することが必要である。
11. **約束** ケアラーは凡て研修と支援グループに参加することが公約となっている。
12. **コミュニケーション** 志願者の第一言語に関するコミュニケーション事項、読み書きの困難、聴力や言語の障害への配慮が必要である。
13. **電話** 里親は凡て電話による連絡が出来るようにすべきである。

里親養育のための物理的なスペースがあるか（家の概観）？

庭を含めた家の適性 広さ 安全性 清潔 一般状態
 里子の寝るところの設定 寝室の数 遊んだり勉強する場所 緊急時には里子は自分の部屋をもてるか 家は安全か 障害物があるか ペットがいるか

志願者の勤務時間と里親養育との関係は？

志願者が関心をもつ里親の種類、委託児の人数と年齢範囲

短期里親 長期里親 家族交流（再統合） レスパイト

里親養育をめざす志願者の興味と動機

家族全員が里親の仕事に協力的か？

志願者の実子たちの意見は？

志願者は里親養育が実子にどう影響するか考えたか
家族の他の人々、18歳以上で、同居しているか重要な接触のある人たちへの警察チェックの必要

子どものケアについて一個人的または専門的に一関連する経験やスキルがあるか

里親の仕事への期待についての気がかりと見解を確かめること：

学校や趣味を支えることが含まれている子どものケア
行動や情緒の問題をかかえる子どもを世話する
子どもの実家族との仕事、交流やリハビリテーションを促進させる
関係する専門家たちとの仕事、たとえば会議出席や定期的なソーシャルワーカーの訪問

体罰、差別撤廃、対人種差別政策について情報を与え見解を確かめる

調査の仕組みについて情報を提供し、見解を確かめる

書式F調査、警察等のチェック、医学所見、身元保証人の訪問、審査委員会での説明。
何らかの決定、医学的所見、前回の行政との意味ある接触等を確認し討議する

準備研修の情報提供と認定された時の抱負

得られる支援についての情報提供

たとえばソーシャルワーカーの支援、里親手当などの財政支援、設備ローン、現役里親の支援など

勧告

志願者の里親としての可能性のコメント

(里子のニーズにあう時間、スペース、身体的情緒的エネルギーと能力にあう技量を含む)

この段階で相談外とする心配や理由があるか？

見込みのある里親候補者の調査

候補となった里親は凡て徹底的な調査にはいる。

準備コース「里親へのスキル」を無事終了すると、志願者は文書で、さらに調査を受ける意思があることをチームに知らせる。

もし、準備コースでなにか問題がある場合、志願者とコースを指導した家庭委託ソーシャルワーカーまたは経験のある里親とで検討する。志願者が調査を続行すふ前にあらゆる問題を解決させる。

志願者はすぐに調査担当の家庭委託ソーシャルワーカーを割り当てられる。志願者は調査の際、調査担当の家庭委託ソーシャルワーカーの指示で、調査を手助けし、課題や討議を支援してくれる里

親支援ワーカーに繋げてもらう。

チェックと参考事項

準備研修の間に志願者は調査の一部に取り入れられている法令や「よい実践」チェック(Good Practice Checks)を知らされている。最初の調査訪問では志願者は様々なチェックを許可する書式(18歳以上の家族の犯罪歴チェックを含む)にサインすることを求められ、申告する犯罪歴があるかとか、2人の私的身元保証人と一人の家族の保証人の名前を求められたり、医学的チェックへの同意が求められる。

志願者の身元保証人とは

2人の私的身元保証人が、調査担当ソーシャルワーカーの訪問面接によるインタビューを受け、それぞれのインタビューは書面で報告される。報告書は書式Fとともに審査委員会に提出される。適用可能なところでは、家族の身元保証人にも面接し、審査委員会に報告する。合同志願では、両方の志願者に関する情報を参考にする。

実務規約では拡大家族、志願者の同胞や両親などへのインタビューも役に立つとしている。さらに、もう家族の一部ではなくなった同胞、志願者の両親、成人となった子どもたちで、以前養子縁組したり里親委託をした家族も含めて意見を求められるべきである。

志願者の家族の現メンバーとは

調査期間中に、志願者の現在の家族は全員インタビューを受けるべきである。これは、志願者の実子と成人した子どもも全てである。志願者の子どもが一緒に住んでいないが接触がある場合は調査に含まれるべきで、彼らみずから面接を受けるべきである。

Good Practice Checks 「よい実践」チェックについて

もし志願者がこれらの追加調査、たとえば、雇い人、成人した子どもたち、拡大家族、前のパートナーの調査を承諾しない場合は、その理由を調査の際に十分明らかにしておく。

雇い人の照会

実務規約では、現在、または最近までの雇用者と、志願者が子どもたちと接触させた過去の雇用者に関する書面の身元証明書を推奨している。

志願者がボランティアとして、特に子どもや弱い立場の大人と接触するか活動をした機関への同様の照会を求めることも必要である。

前のパートナー

以前の重要なパートナーについて、その重要な関係が過去5年以内に終わっているか、子どもがいるかなどは考察が求められるべきである。離婚証明書もみせてもらい、離婚理由の記録について志願者と探究する

宿泊設備のチェック

ケースによっては住宅ローンや室料が更新されているかを確かめる必要がある。借家の場合、志願者は家主に里子を家で養育する計画への同意を確かめる必要がある。

健康と安全のチェック

法令または「よい実践」チェックに加えて志願者の家族への完璧な健康と安全のチェックが必要

里親予定者のチェックリスト（法令と「よい実践」チェック）

1. ソーシャルサービス記録—志願者が過去5年間かそれ以前に住んでいた行政機関はすべて、彼ら（または家族の一員が）が地方自治体に里親か養子縁組の申し込みをしたことがあるか、また、別の地域自治体に住んでいる志願者のために、志願者が住んでいる地方自治体に相談したりその見解を配慮したかを記録する。（法令チェック）
2. OFSTED(Office for Standards in Education, Children's Services and Skills (**Ofsted**) 学校査察事務所)、登録と検閲部署、独立行政機関には、里親や養子縁組の以前の請求や応募が全てデイケアか児童施設のチャイルドマインダーとして登録されている。（法令チェック）
3. 犯罪記録のチェック—志願者と家族の中の18歳以上のもの全員と家庭への常連客に行く。（法令チェック）
4. すべての医学検査 志願者2人に行く。（法令チェック）
5. 2人の身元証明書 書式と説明書（法令チェック）
6. 志願者に学齢の子どもがいる場合、子どもの学校や遊び場（よい実践チェック）
7. 雇い人の身分証明書（よい実践チェック）
8. 別れたパートナーたち—関係による実子や、結婚や同居などの重要な関係があるが過去5年の間に解消されているか、関係のある子どもがいるか。（よい実践チェック）
9. 親族、拡大家族、成人した子どもについては個別の照会の手紙や書式をつける。（よい実践チェック）

調査

調査は、家庭委託ソーシャルワーカーによって行われ、家庭訪問の書式を用いて志願者の一般像凡てがわかる要素を特定している。能力、子どもをケアするスキル、設備、家族、生活観、里親の仕事への理解。

この調査過程には一般に3~4か月かかる。志願者は面接のあとで考えたり受け取った情報を調べたり、処理したりする時間が必要であるため、調査訪問が週1回以上になることはありえない。

調査過程は3~4か月以上かかることもあるが、もし長びけば、志願者には調査の間に、調査をすすめる前にやっておく必要がある事柄が発生している。

調査は、志願者がいかに人生の体験に対処しているか、その対処の戦略、理解、柔軟性の能力と彼らが達成した変化を考慮している。

子どもへの責任が家族の中の二人、たとえば母と娘というように分担されている場合は、両者ともに調査され認定される。結婚または同居しているカプルは二人一緒に調査して認定される。

志願者の家庭に住んでいる者は全員自ら面接を受け、インタビューを受け提案されている里親の仕事についての意見と感情を確かめられる。最も大事なことは志願者の実子のことである。（子どものインタビューには、BAAFの出版物「私たちは里親です（2003）」を参照）

里親養育が志願者自身の子どもに与える衝撃は注意深く配慮し志願者と徹底的に討論すべきである。

志願者の一人または両方が一緒に住んでいないけれど交流があり、時折泊まりに来る子どもがいる場合は、これらの子どもたちも調査ソーシャルワーカーのインタビューを受けなければならない。というのは、この子どもが里親家族の一員となる時があるから。

調査ソーシャルワーカーは少なくとも1回は、家族全員がそろっている時に訪問し、それぞれの関係がわかり、家族のそれぞれが里子の世話や日常生活にどの程度かかわっているか、また、他の家族から志願者にどのような情緒的、実際的な要求がされているかを確かめる。

書式F調査の結論として、地区の家庭委託ソーシャルワーカーがセカンドオピニオン訪問と報告を行い、認定された里親を支援しスーパーバイズをする。

調査開始の際、調査ソーシャルワーカーは志願者に調査する領域、どう調べるか、おおよその会議の最小回数、それぞれの会議がしぼりこむ領域、会議録はどう記録され、その記録は志願者にどう共有されるか、そしてすべての記録は最終の査定報告にどう生かされるかを伝える。

適当であれば、調査ソーシャルワーカーは、志願者に会議の合間に、履歴書、たとえば自分の子ども時代の重要な出来事についての考えなど自分自身でやる作業を頼んだりして、能力評価のための立会人証言を集める。

調査ソーシャルワーカーは志願者に審査委員会の経過を報告しなければならない。それにより、志願者はどの情報が委員会で取り上げられ、委員は誰で、どういう形ですすめられるかがわかる。志願者は抗議の方法と不服申し立ての記載説明の情報を与えられなければならない。

BAAF の評価書式Fを満たす領域は、里親サービスの国の最低基準で、条例規定3、条例27：規定3：条例27：(2002年里親サービスのための国の最低基準)

里親候補者とその家庭と家族のメンバーに関する情報

- 1．フルネーム、住所、生年月日
- 2．健康状態（診断書提出）、性格、結婚状況、最近と過去の婚姻歴と同等の関係
- 3．同居している他の成人たちの詳細説明
- 4．家庭の中にいる子どもについて家族であるか否か、また、その他の子どもかの詳細説明
- 5．宿泊設備についての詳細説明
- 6．宗教的信仰と子どもを特定の宗教で養育する資格
- 7．人種、文化、言語的背景と子どもを特定の素姓、文化、言語的背景から養育する能力
- 8．過去と現在の雇用または職業 標準的生活と余暇活動と興味関心について
- 9．これまでに自分の子どもや、他の子どもを育てた経験
- 10．スキルと能力と可能性は、委託された子どもを効果的にケアするのにふさわしいか
- 11．志願者または家族の他のメンバーが里親や養子縁組、児童福祉員(child-minding)、デイケアを申し込み認定を受けたり却下されたことがあるか
- 12．認定里親として個人的に相談できる2人の名前と住所
- 13．認定里親として犯罪歴記録とその詳細記述で
誰が有罪だったのか、詳細に記入
家族の中の18歳以上のメンバーについて、警官から注意をうけたことがあるか、それを認

めたか

追加説明：規定3、規定3（5） 宿泊設備の詳細

志願者の家はよく調べ、里子が眠る場所が適切かの物理的スペース、衛生状態と家の一般状況を含む適格性を評価する。学校との距離、公的交通手段、地域の快適さに注目し、家の中がたとえば、志願者が養育を希望している候補となる子どもの年齢や障害が配慮されているか。

健康と安全チェックは調査担当の家庭委託ソーシャルワーカーによって行われなければならない。

規定3（7）

里親の宗教については、宗教的習慣の程度、宗教が家族の生活に与える影響の度合い、里親が里親家庭の宗教的習慣に参加することで何が期待されるか、同時に家族が別の宗教的信念で子どもをケアしたり子どもの宗教生活で育てる包容力も探究する必要がある。

規定3（7）

里子を異なる文化または言語的背景または人種の違いの中でケアする志願者の包容力を調べなければならない。政府の平等政策を志願者と討議しなければならないし、人種差別的見解と選択が志願の結果に影響を及ぼすことがありえることを志願者に助言しなければならない。文化的背景を尊重する専門家委託を申し出る志願者は特定されるべきである。

規定3（8）

志願者は職歴を凡て提供することが求められ、雇用主への照会も期待された志願者の基本チェックの一部である。雇用の空白は凡てチェックされる。

調査の際、志願者の仕事のスケジュールには配慮が必要で、これが家族の生活や里親養育の余裕にどう影響するかである。

調査では、志願者のライフスタイル、家族の“きまり”と境界、家庭では子どものしつけはどんなにされているか、そして家族のメンバー全員の行動への期待が調べられるべきである。

志願者は、また、社会的養護児童は体罰を受けることが出来ないこと、罰として里親によって食事を取り上げられたり、面会の取り決めが変更されたり、ポケットからお金を取り上げられてはいけないということを知らされていなければならない。

志願者は、里子の困難で挑戦的な行動の可能な理由についての知識と理解を深めていること、同時にそうした行動に対処するスキルと方策を磨き、自分たちや家族へのありえる衝撃を考察したことを証明できる必要がある。

食べ物に対する態度と里子に健康的な食事を用意する能力を調査すべきである。

志願者の支援ネットワークとコミュニティとのつながりも調査する必要がある。

規定3（9）（10）

志願者の成人した子どもたち、現在成人である以前の里子たちの照会はそれぞれの志願者の“チェックと照会”の部分に含まれている。

志願者の社会的養護児童の経験と子どもの発達知識は能力評価によって調べられる。

志願者の教育への姿勢、成績への期待は、子どもの教育を奨励し支援する力量とともに調べられる。

行政機関とともに働き、子どものケアプランを実行し、場合によっては里親の家庭への面会訪問も含まれる里子の実親家庭との交流プランへの志願者の能力が評価される。

志願者たちの性的関係のこと。性への姿勢とセクシュアリティへの態度について志願者が子どもたちへの適切な態度をもっているか、行動の適切なわきまへの明確な考えを持っているかを調査ソーシャルワーカーは明らかにする必要がある。

性的被虐待児のケアをどうするか、身体的にも性的にも家は安全であることを子どもにどう保証するかなど、家の中の危険要素について徹底的に話し合う。

志願者は調査の際に、NFC Aの出版物“安全な養育”をもらい、自分の家の“安全な養育”の方策を検討する

家庭の安全な養育方策は、かれらの調査のエビデンスとなる。

規定3（14）

犯罪の有罪判決記録は里親認定の推薦を必ずしも妨げるものではないが、あらゆる場合、注意深い配慮と相談を上司と行うことが求められている。

調査過程が始められる前に審査委員会に相談することが望ましい。

もし志願者が犯罪の申告をしなかった場合、その理由を志願者と十分検討しなければならないし、審査委員会がすべてを知らされるために、この討議の報告が調査表に含まれていなければならない。

書式F - 実務ガイドライン

書式F - パート4 - 能力評価

核心となる能力は、実際には、里親の職業の明細書であり調査の枠組みとなるものである。志願者の調査で調べられる凡ての領域は、核心となる能力を集めることに関係し、エビデンスとして使われる必要がある。

里親として認定されるには、志願者は4つの核心となる能力によって力量を証明しなければならない。

1. 子どものケア
2. 安全でケア的環境の提供
3. ティームの一員として働く
4. 里親としての個人的成長に責任をもつ

能力の達成度の証拠は、様々なことからわかるが、たとえばインタビュー、健康・安全チェッ

ク、個人的専門的問い合わせ、凡ての法令チェックと“よい実践チェック”、志願者両者のすべての医学検査記録、証人による証言、過去に行われた正規研修の終了証書、“里親へのスキル”研修の感想などである。

調査のはじめに、調査ソーシャルワーカーは志願者がすでに持っている知識やスキルが能力として認定できるかを手伝える必要がある。志願者が様々な資源からこのスキルと知識のエビデンスをどう取り入れたか、自分の知識とスキルの基盤の“隙間”を特定して、どうその隙間を埋めるかを考えるのを手伝えるのである。

志願者はポートフォリオ、書類入れをこの目的のために用意する必要がある。ポートフォリオは里親の仕事をしている間、里親のもとにある。実施した研修記録、スーパービジョン記録など凡てを入れておく。

18項目の能力シート（各々の能力のエビデンスを記録する）は、それぞれの能力に関して提供されるエビデンスをまとめるために使用されるべきである。調査ソーシャルワーカーと志願者が特定の能力に関して示されたエビデンスが妥当で十分だと意見が一致したら両者は該当する“能力の証拠”用紙にサインをする。

調査ソーシャルワーカーはこの情報を使い、志願者のポートフォリオに入れ、パート4（能力）の書式F1のまとめを完成させる。

最新の調査を実施する際の有益なガイドは、BAAFの“能力評価キット”に問い合わせることである。

志願者は凡て、調査がすすめられ審査委員会にゆくまで（スキルレベルなどの8章の情報参照）スキルレベル1の能力を証明する必要がある。

調査とはダイナミックな行為で、その間に志願者は自分について、自分のスキル、自分たちが養育する子どもたちの潜在的ニーズなどを学び、知識を得るのである。

F1パート2の評価は、志願者にふさわしい子どもの年齢、性別、人数、里親養育の種類についての調査ソーシャルワーカーによる審査委員会への推薦が含まれている。一般的に志願者は自分の子どもと里子との間には最小2年の差がある子どもを養育することが奨励されている。

里親は最高3人までの子どもを養育することが出来るが、大きな同胞グループを収容させるなど、機関の意識決定者により免除がみられることがある。

審査委員会

凡ての調査等は、認可の推薦のために里親審査委員会に提出されるが、各々の審査メンバーに少なくとも審査委員会の1週間前に届くようにするために、凡ての書類は審査委員会の少なくとも2週間前までに審査行政官に届けられなければならない。

調査ソーシャルワーカーは審査委員会に志願者に付き添い、志願者のファイルとポートフォリオを持ってゆく。

より安全な養育方策

家族の方針をかためる

あなたの家族の方針は、ある状況で全員がとるべき行動をあなたがどう決めたかを説明するものでなければならない。あなたが里親養育をしている間に、危険な行動を確認して家族全員で危険を増長させる状況を避けるようにすることである。あなたは家族の方針を身近に掲げて子どもをあなたの家庭に委託したどのソーシャルワーカーとも分かち合えるようにし、また、家庭委託ソーシャルワーカーがスーパービジョンをする時の討議の際も分かち合えるようにする。

家族全員があなたの方針に同意し、毎年（または状況が変わった時）方針の見直しをする。方針には、訪問客のための準備も含むべきである。そのコピーは機関でも保存される。あなたの家族の方針に含まれる事柄。

- 1．里子たちにあなたはどのような名前でもらうか？
- 2．愛情の示し方 委託された子どもにどう愛情を示すつもりか述べて下さい。
- 3．バスルームー バスルームの中でプライバシーを守るための設備は？
- 4．里親の寝室 里親が寝室のプライバシーを守るための家族のルールは？
- 5．子どもたちの寝室 個室でも同室者がいる場合でもプライバシーを尊重するルールが必要。
- 6．就寝時の習慣 安全な就寝時の習慣を配慮
- 7．遊びー子どもたちが一緒に遊んでいる時、どう見守るか？
- 8．あなたの着替えー個人的プライバシーを確保するために、家の中でどう着替えるか
- 9．写真撮影とビデオー どう、いつ子どもの写真を撮るか注意して考えること。入浴中や、裸や下着、寝間着姿の子どもの写真やビデオをとってはいけない。
- 10．里親の外出 あなたが外出している時の里子のケアにはどんな準備があるか。
- 11．車での旅行 里子との旅行には安全への準備を配慮すること。
- 12．セックスとセクシュアリティの教育 すべての子どもたちは、年齢にふさわしい性教育を受けているか？
- 13．家庭の中で子ども同志の性的活動は受け入れられないことを、家族のメンバーは確信していることをどう確かめるか？
- 14．セックスとセクシュアリティについておおっぴらに話し合うのはどんな機会？
- 15．訪問客と成人した子どもたち
- 16．インターネットの使用

身元保証人への質問

志願者は里親となるのに必要な18の能力を評価されています。あなたがコメントできる範囲で以下の領域で志願者の経験と能力について短いコメントをして下さい。すべての領域でコメントする必要はありません。どうぞ志願者が経験があると感じる領域の例をあげて下さい。次の領域で、志願者の能力や知識についてコメントして下さい。

1．子どものケア

- 1.1 他人の子どもに、健康と情緒の達成感と同様に健康で情緒的、身体的、性的発達を促進させるよい基準のケアを提供する能力
- 1.2 一人の子どもをありのまま受け入れる能力
- 1.3 ありのままの子どもにふさわしいケアを提供する能力
- 1.4 子どもの実家庭や、子どもにとって大切な他の人々に近づいて働く能力
- 1.5 適切な境界線を定めたり、身体的または他の不適切な懲罰を使用することなく子どもたちの行動に対処する能力
- 1.6 子どもの正常発達の知識を持ち、かれらの年齢と理解力に合わせて子どもの話を聞き話

をする能力

1.7 若者が大人へと成長するのを理解し促進させる能力

2. 安全で養育的な環境の提供

2.1 子どもたちが安全で虐待の危険のない家庭で世話されることを確実にする能力

2.2 子どもたちが自ら危険や虐待からの安全を守ることを助け、自分たちの安全が脅かされた時の支援をどう求めるかを知ることを助ける能力、

2.3 障害のある子どもたちが虐待や差別に特に弱いことがわかる能力

3. ティームの一員として働く

3.1 他の専門家たちと働き、子どもや若者の計画づくりに貢献する能力

3.2 効果的に伝える能力

3.3 情報の秘密を守る能力

3.4 社会の中で、個人とグループの平等、多様性、権利を促進する能力

4. 自身の成長

4.1 いかにか個人的経験が彼らとその家族に影響を与え、里親の仕事が彼ら全員に与えるであろう効果を高く評価する能力

4.2 支援をしてくれる地域社会の中で、人々と知り合い繋がりをもつ能力

4.3 研修の機会を使いスキルを向上させる能力

4.4 積極的な関係を持続させ、ストレスに曝されても効果的な機能を維持する能力

あなたは志願者の身体的、精神的健康についてどう記述しますか？

あなたは志願者たちの互いの関係（志願者が二人なら）と彼らの人柄をどう記述しますか？

あなたは志願者になんらかの犯罪の判決か未決のものがあるか知っていますか？

あなたは、志願者が子どもを虐待または保護に失敗したり何らかの危害をもたらす心配をしていますか？もしそうなら、どういう心配でなぜですか？

あなたは機関がこの志願者に子どもを委託することは賢明でないというなんらかの理由を知っていますか？

あなたは機関が知っておくべきことが大事と思う心配事が他にありますか？

あなたの回答は秘密が守られ、あなたの同意がなければ志願者に知らされることはありません。

あなたはこの問い合わせが志願者に知らされることを同意しますか？ はい/いいえ

身元保証人へのインタビュー

報告書に含まれるべきもの：志願者と知り合ってから期間、どんな立場；接触の回数、それぞれの志願者の人柄の記述と互いの関係；彼らの子どもの経験とそれぞれの志願者と子どもたちとの様子の身元保証人の直接の観察。それぞれの志願者の里親養育、レスパイトの仕事の理解、志願者たちの実家族との仕事や行政との仕事の能力、そして彼らの子どものニーズに答える能力について身元保証人の見解をコメントしてほしい。志願者たちは助けを適切に求めることを身元保証人は信じているか？

身元保証人はこの応募についてなんらかの懸念をもっているか、または子どもはどちらの志願者からも危険にさらされるだろうと信じる何らかの理由をもっているか？

結論としてワーカーは志願者についてのこの身元保証人の評価にどのくらいウエイトが置くかを示すべきである。

身元保証人への手紙の例

上記の夫妻は地方自治体に里子の申し込みをしている。過去に志願者をよく知っている方として我々は志願者の里親としての適性についてあなたの意見を歓迎したい。

里親委託をされている子どもたちは、家族から引き離されてしばしば悲嘆に苦しんでいます。彼らはまた虐待やネグレクトを体験しているかも知れません。彼らは常に傷つきやすく、その行動は挑戦的であります。

里親はそうした子どもたちを歓迎し、彼らに安全な家庭を提供し、実家族との別離に対処することを助ける非常に貴重な役割を持っています。里親は世話をしているどの子どもにも安全を保証することが出来、実子がいれば自分の子どもたちも守らなければならないし己の限界も認識しなければならない。困難であるがやりがいのある仕事です。

数年にわたって志願者を知っている個人的身元保証人は、かれらの適任性全般を評価するのを助けてくれるので大変貴重であり、また彼らに無理を強いて子どもたちを危険に追いやる状況の姿を見てもらえるからです。これは重大な責任で、あなたの協力には大変感謝しています。

私は里親が取り組む仕事を示す見出しのリストを含む書式を添付します。この領域のいずれかの志願者の能力と経験についてあなたがコメントできると思うものにあなたのご意見をいただきたい。すべての能力についてコメントすることは出来ないことはわかっていますが、どうぞ、出来るだけ仕上げてください。志願者の個人的適性についての追加質問もあります。あなたの回答は秘密保持され、あなたの同意がなければ志願者に見られることはありません。あなたがこの書式を返送下さったら、私はすぐ訪問の予約をとって志願者の里親としての適性についてインタビューいたします。その間に、もしあなたがこの書式を記入するのに手助けが必要ならどうぞ気楽に私に連絡下さい。あなたのご支援に感謝します。敬具

里親審査委員会 紹介

里親審査委員会は里親サービスにかかわる領域のことをとりあげる。

審査委員会の主な役割は、たとえば里親、ファミリー・フレンド里親または家族統合里親を希望する志願者の認定について評価と推薦を行い、5歳以上の子どもについての長期ケアプラン（長期里親）の認可の受諾と推薦、（0・5歳の子どもの長期または永続ケアプランは認可のための推薦は養子審査委員会で行われる）そして子どもを長期または永続的に特別里親に結び付ける受諾と推薦を行う。

里親審査委員会は、子どもの私的里親協定の認可も配慮し推薦をする。

里親審査委員会は、志願者の機関意思決定者への認可に関する推薦なども行う（家族委託経営サービスマネージャー）

里親は一カ所の地方自治体（Local Authority）か独立機関（Independent Agency）の審査委員会と機関の意思決定者によってのみ認可される。

志願者は、調査をおこなった家庭委託ソーシャルワーカーと審査委員会に出席する。

もし審査委員会が特定の子どもを志願者に繋げることを考えたならば、子どものソーシャルワーカーも審査委員会に出席する。

もし審査委員会が5歳以上の子どもの長期ケアプランを考慮する時は、子どものソーシャルワーカーは報告書を審査委員会に持ち込む。

里親審査委員会 基準と条例

里親審査委員会は里親サービス条例2002と里親サービスの国家最低基準2002により規制されている。

審査委員会の構成とメンバーを管理する条例 条例24

審査委員会の行為 条例25

審査委員会の機能 条例26

志願者の適性 条例27と28

認可の終結 条例29

里親に関する記録の保管 条例30

調査に関する事項 条例27規定3

審査委員会の機能

- a) 応募はその人物が里親として適切かそうでないかの認可と推薦のためと考える。
- b) 認可するかしないかの推薦は、認可の条件にふまえて推薦する。
- c) 認可の継続や認可期間などの認可は、里親の最初の年度再調査を考慮に入れる。
- d) 審査委員会はそれ以後の再調査にもとづき、たとえば認可の変更や、認可の終了、再登録など考慮する。
- e) 審査委員会には、里親に対しての不服申し立てのあとに行われた家族再調査の結果を報告しなければならない。
- f) 認可の再調査や監視の効果などの手続きについて助言する。
- g) スキルレベル2と3を達成した里親の報告を受ける。
- h) 調査の行動を監視する。
- i) 問い合わせのあった事項やケースに助言する。
- j) 5～16歳の子どもの長期やパーマネンシー委託を認可し、子どもを特定の長期里親に結び付ける認可をすすめることを考える。
- k) 私的里親委託の認可のために報告を受けて推薦を行う。

審査委員会の議長の役割

審査委員会は里親サービス機関と独立した立場の人が議長になるべきである。

審査委員会の意思決定は合意によるものである：審査委員会議長が最終決定をする。

すべての志願者たちを歓迎し、審査委員会のメンバーが質問出来るようにし、議論をうながすことは議長の責任である。

審査委員会議長は、志願者たちが終始、尊敬をもって扱われていることを保証する。

審査委員会議長は、志願者たちに審査委員会の推薦を伝える。

議長は、機関の意思決定者が認可に関する決定をしたら、すぐ志願者たちに手紙で知らせる(標準の手紙)。

里親 認可の種類

里親になる志願者たちは、緊急時里親、レスパイト里親、短期または長期里親、家族統合里親となることを認可されることが出来る。

短期里親の仕事は、たとえば永続委託や、実親と一緒に住むことになる子どものつなぎ役としての委託である。ある里親は養子縁組する前の赤ちゃんを里子にする。ある里親は裁判所から再拘留する子どもや若者を養育する。子どもの短期養育は、子どもが里親とおおよそ2年間暮らすことを意味している。

子どものレスパイトケア期間の必要性は、子どものケアプランの一部で、常に子どものニーズから発生している。多くの里親は特定の子どもに定期的なレスパイトケアを提供している。まれな場合として、里親が子どもの養子縁組の応募を希望する時に利用している。

一般に、里親は実子と少なくとも2年の年齢差のある子どもの委託を原則として認可されるように勧められている。(家族内でなんらかの葛藤を防ぐためである)
里親認定の事項は、里親として認められた子どもの人数、年齢範囲、性別と養育の種類である。

里親審査委員会 志願者の準備

調査担当の家庭委託ソーシャルワーカーは、志願者が出席することになっている審査委員会に、どう仕事をすすめているかを自ら知り、志願者に伝え準備できるようにすべきである。

多くの志願者にとって審査委員会は長い完璧な調査過程の頂点で、期待と不安の混ざった感情をいただいている。彼らは自分たちの調査ソーシャルワーカーに情報と支援を期待している。

志願者たちは、自分の評価書式を完成させ、審査委員会で、その行動と過程について意見を言う機会を常に与えられるべきである。

里親審査委員会 なぜ審査委員会なのか？

里親サービス条例(2002)は里親の認定と子どもの里親家庭への委託に特別な準備をすることを地方自治体に要求している。この目的のために設置された家庭委託審査委員会は、良好な基準の実践が維持されることを保証しながらこの準備を果たしている。

誰が審査委員会で審査するのか？

審査委員会のメンバーは、子どもや家族の仕事の経験のある人々である。最大で10人のメンバーからなり、子どもサービス局から3人の課長、健康局の代表、教育局の代表、郡の議員など選挙で選ばれた人、そして出来ることならば里親やかつてケアを受けた誰かを含む4人の独立メンバーである。審査委員会は5人以下のメンバーでは運営することが出来ない。

審査委員会はなにをするのか？

審査委員会は以下のことを配慮する：

里親の新規応募の凡て。これには、レスパイト、短期、長期里親が含まれる。

現在の認可の変更
家族統合里親の応募
友人や家族の里親適用の認可
私的里親の準備と私的里親の登録
子どもの長期里親委託と統合準備のプラン
里親の毎年の再調査
里親からの不服や申し立てにもとづく再調査
里親登録の取り消し
指針と手続きについての助言と良質な専門的実践の促進

誰が審査委員会に出席すべきか？

志願者たちは審査委員会のメンバーに会ってもらうためにも、担当の調査ソーシャルワーカーと委員会に出席することを奨励されている。あなたは抱えている質問をする機会を持てる。

子どもは審査委員会に出席すべきかどうか？

委員会のメンバーは志願者たちに委員会に出席するように求めているが、時折子どもたちは自分の知らない大人たちのグループと対面することが難しいことがある。新人の志願者は自分の子どもたちと一緒にすることを望むかも知れないが、これは子どもが12歳以上の時のみ一般的に適用される。あなたの子どもは調査に参加すれば、自分たちの意見をいう機会があるからである。

もし養育する子どもや若者のプランが考慮されるなら、彼らの意見は常に取り上げられ、もし若者を長期里親委託に結び付けているなら、若者は、その年齢と理解力によって討論の際参加することを望むかも知れない。

審査委員会の時間は？

1時間以内である。

審査委員会ではどんなことが起こるか？

あなたは出席する時間を与えられる。志願者とソーシャルワーカーは通常一緒に招かれ、審査委員たちは自己紹介をしてから志願者とソーシャルワーカーに質問をする。あなたも審査委員会に質問をする機会がある。あなたは、審査委員会が推薦に到達するまで外で待つように言われることもある。